

芦屋大学論叢 第84号

(令和7年7月30日)抜刷

1910－20 年代鹿児島県における実業補習学校政策の発展

三 羽 光 彦

1910-20 年代鹿児島県における実業補習学校政策の発展

さん ば

三 羽 光 彦

芦屋大学臨床教育学部特任教授

はじめに

(1) 研究課題

1920 年代には軍事・産業などの国力強化の基礎として、さらに農民運動や労働運動への対策として、政府は、大衆青年教育を重視し実業補習学校の普及をめざすようになった。地域社会もまた、農村共同体の近代的变化に対応した社会経済的発展を図るために、実業補習学校の地域教育機能に期待した。こうしたなかで 1920 年代には実業補習学校は公教育制度の一環として新たな発展を見せた。その制度的契機が、実業学校令中改正にともなって実施された 1920 年 12 月 17 日の実業補習学校規程の全面改正であった。この勅令・規程の改正にともない、実業教育費国庫補助法の改正、実業補習学校教員養成所令、実業補習教育主事規程、「実業補習学校学科課程」の標準などの制定によって、戦間期の実業補習学校は飛躍的に発展し、小学校に続く学校として重要な国民教育機関となっていく。しかしながらその展開過程は、全国的に見て、地域ごとに多様な様相を呈している。大きく都市部と農村部に分かれるが、農村部でもさまざまな実態が存在する。

本論文では、こうした観点から先進的であったといわれる鹿児島県を取り上げて、1920 年代を中心にして実業補習学校政策の展開について考察した。鹿児島県の実業補習学校は、青年学校に転換される前年の 1934 年には、さまざまな指標から全国で最も先進的といわれている。県内専任校長数（38 人）、1 校当たり専任教員数（4.4 人）、高等科又は研究科の生徒数（17,379 人）のいずれも全国 1 位であった¹⁾。本論文はこの点に着目して、鹿児島県の実業補習学校の諸政策の特質と、それらの諸施策の関連構造を明らかにすることとした。

(2) 研究状況、先行研究

実業補習学校は、1893（明治 26）年の実業補習学校規程によって創設され、1935（昭和 10）年の青年学校発足によって廃止されるまで約 40 年にわたって、近代日本の主要な勤労青少年教育機関として存在してきた。特に 1910 年代以降急速に量的拡大を見せ、青年学校に改編される直前の 1934 年度には、学校数 15,315 校、生徒数 1,414,889 人（男子 944,473 人、女子 470,413 人）²⁾ という膨大な数に上っている。こうした数字を一瞥しただけでも、近代日本の公教育における実業補習学校の位置の重要性を認識させられる。しかしながら、小学校教育の補習と低度の実業教育をあわせて行う勤労青少年のためのパートタイムの学校であって、多くが小学校に附設された内容に乏しい学校であったという認識が一般的なように思われる。とすると「補習学校」という名称の響きとともに、実質のない傍系の学校制度としてイメージされがちである。教育史研究としても、実業補習学校を固有の対象としてその意義を実証的に論じた研究は少ない。実業補習学校の実態すら十分に明らかにされていない。しかしながら、量的に見ただけでも、実業補習学校から青年学校へとといった大衆青年の教育は、近代日本の青年教育の本流であり、伝統的な中等教育とは別の初等教育後の国民教育機関として大きなウエイトを占めている。その点で実業補習学校の歴史研究は教育史研究の重要な対象というべきである。

鹿児島県の実業補習学校・青年学校に関する研究としては、三浦嘉久「青年学校の地域的役割」³⁾、中野哲二『農村青少年教育の展開とその特質——とくに鹿児島県の事例を中心として——』⁴⁾ などがある。前者は、青年学校出身者の社会的位置に注目し、地域の政治・経済における青年学校教育の重要性を論証している。後者は、農業教育のあり方に着目しながら他地域との比較を試みている。これらは地域的特性を分析することに成功しているといえるが、鹿児島県の政策のどういう点が先進的なのか構造的には分析しきれていない。本論文は、先進県といわれた鹿児島の事例を取り上げ、国や県の政策と関連させて、実業補習学校教育の意義と問題点を論じることを試みたものである。なお、1930年代以降については論じることができなかった。紙幅の関係もあって稿を改めたい。

I 1920年以前の実業補習学校の動向と鹿児島県

(1) 実業補習教育調査委員会報告(1913年)

文部省は実業補習教育調査委員16名を委嘱して大規模な全国調査を実施し、また各方面からの意見を聴取して、1913(大正2)年2月、実業補習学校の組織等の改善に関する詳細な報告を行った⁵⁾。文部省はその報告にそって講演会を実施し、報告書や講演集を通して実業補習学校の普及と改革を奨励した。この報告は、その後の実業補習学校の普及と改革に関して大きな契機となった。また政府は、1915年9月に青年団の本旨および組織に関する内務文部両大臣訓令(第1次青年団訓令)を出し、青年団は小学校卒業後20歳までの青年を組織し、青年の修養をその目的とすることを求めた。これにより実業補習学校を青年団と連携して普及させていく動きが全国的に高まり、実業補習学校の在り方を大きく変えることとなった⁶⁾。

たとえば、この時期、1918年度までに38道府県が実業補習学校施設標準といったものを定めていたが、そのうち28県は1913年以降に新たに定めたもので、その多くで、実業補習学校への就学を小学校卒業後20歳までと定め(26府県)、さらに町村において就学を義務に準じたものとして定めているものもある。すなわち、青年団などの規約や申合せ、あるいは入学時の宣誓によって就学を徹底させているのである。なお鹿児島県はこの時期には義務に準じた就学を定めてはいない⁷⁾。

またこの調査では経費補助や教員養成の制度も報告されている。ほとんどの道府県で県や郡による経費補助の規程を設け、県と郡の両者の補助があるのが17県となっており、また、なんらかの教員養成施設を設けるところが18県にのぼっている。この時、後に述べるように、鹿児島県では補習学校教員に関する独自の養成所は設置していないが、師範学校第二部(中等学校卒業者を入学資格とする課程)に甲種農業学校卒業者を入学させて実業教員資格を与える課程を設けて教員養成を行っている⁸⁾と報告されている。

(2) 高岡知事と鹿児島県の実業補習学校政策(1917年)

このように1920年12月の実業補習学校規程以前に、すでに本格的な実業補習学校の改革計画を策定していた道府県は少なくない。鹿児島県もその一つであった。鹿児島県は実業補習学校の草創期に遡ると、全国初の実業補習学校として1893(明治26)年阿多郡伊作村に裁縫・機織を教える伊作女子実業補習学校(村立三年制)を開設している⁹⁾。その後、女子や工業の補習学校を比較的多く設置し、特色を発揮していたが、「ほんとうに実業補習学校の設立に鹿児島県が力を入れ始めたのは、一九一七(大正六)年からであった¹⁰⁾」といわれている。

1917年は高岡直吉知事(1860年—1942年)の時期である。高岡は、1860(安政7)年、石見国津和野藩

士の家に生まれ、東京に遊学し官立東京英語学校から札幌農学校に進み、卒業後山口県庁に入り 1885 年（明治 18）年山口県立農学校の初代校長に就任した。ついで、1887 年に北海道庁に入り道内の郡長となり、千島現地調査などを実施し、さらに土地制度調査のため米国・オーストラリアに出張した。その後、1908 年宮崎県、1911 年島根県、1914 年に鹿児島県の知事となり、1918 年に 58 歳で退官した。その後は門司・札幌の市長を歴任した¹¹⁾。

高岡直吉は、「実業補習教育調査委員会報告」が出された 1913 年には島根県知事の職にあり、報告書公表直後の 4 月 1 日に、島根県立農林学校に県立農業教員養成所を設置している。これは「高等小学校及実業補習学校」¹²⁾の農業科教員を養成する学校で、補習学校教員養成所という名称は付されていないが、実業補習学校教員養成機関としては全国で最も早い例の一つである。また同年 7 月 23 日には、実業補習学校の普及に関する島根県訓令を出している、その内容は、組織・編制、教科目、修業期間、教授・訓練、教員、入学・出席奨励、設備、経費、学校外との連絡といった詳細なもので¹³⁾、その内容構成など全体として「実業補習教育調査委員会報告」に類似している。高岡知事は島根県のこうした経験を踏まえて鹿児島県の実業補習学校改革を進めたと見られる。

（3）県訓令・実業補習学校振興ニ関スル件

鹿児島県は、1917 年 2 月 26 日に、1905（明治 38）年の設置廃止等の規程を廃止して、「実業補習学校設置廃止等ニ関スル規程」「実業補習学校設置ニ関スル補助規程」「実業補習学校教員数ノ制限ニ関スル規程中改正」を制定し、あわせて実業補習学校の普及・設置の奨励、教育の要旨・施設経営の要領などを訓令で示した。訓令では、「国家ノ情勢ト本県ノ現状ト益々之カ振興ノ急務タルコトヲ認メズンバアラズ¹⁴⁾」と述べ、実業補習学校共通の教育として、「職業的陶冶」「普通教育」「公民教育」をあげている。

また、「実業補習学校ハ其ノ施設簡易ナルヲ以テ運用巧ナラザレバ十分効果ヲ収ムルコト能ハザルモノトス（中略）之カ施設経営ヲ適実ニシテ徒ニ形式ニ拘泥スルコトナカラントイフ要ス¹⁵⁾」と、各地の実情に応じて柔軟に運営することを求め、農業補習学校の組織について 3 種類に類型化して例示している。第 1 種は、通年の就学が不可能な者に対して、「業閑ノ時期ニ極メテ簡易ニ」実施するものであり、第 2 種は、第 1 種より水準の高いもので「農村ノ中堅タルヘキ者ヲ養成スル」学校、第 3 種は、小学校卒業後も 2・3 年間フルタイムで就学できる者を対象とする学校であった¹⁶⁾。工業と商業の補習学校は 1 種類のみなので、農業補習学校については、農村の様々な実態に即した柔軟な組織編成を可能とするよう配慮したのであった。設置廃止の規程とともに県費の補助規程も定められた。「実業補習学校設置ニ関スル補助規程¹⁷⁾」である。この規程は、実業補習学校を設置した際、3 か年に限って教員給の総額の 3 分の 2 以内を補助するものであった。この規程については、「これによって、鹿児島県の実業補習学校は、大いに内容を充実させることとなった¹⁸⁾」と評価されている。

しかし、「実業補習学校教員数ノ制限ニ関スル規程中改正¹⁹⁾」によって実業補習学校の必要有資格教員比率を緩和した。したがって経費の補助規程は必ずしも専任教員の増加に直接つながらなかったと見られる。実業補習学校の量的拡大はめざされたが、内容充実の後回しにされたのであった。この時に具体的な政策立案に加わった当事者は、「此案は上司の奨励と一般の共鳴とによって補習学校の数は一躍五六百校に増加した。しかし此の時は普及を主とした時で、夜間教授本位、小学校や夜学舎の仮用、職員は兼務者費用は極めて少額で振興の意気だけ旺盛なものであつたが、内容の充実は甚だ不十分のものであつた²⁰⁾」と回想している。

（４）郡立実業補習学校

鹿児島県の服部内務部長は、この時期、独自の実業補習学校振興策として郡立実業補習学校の設置を主導した。目的は「農村中堅青年の養成²¹⁾」であり、1917年に曾於郡と日置郡に、1918年に揖宿・肝属・始良の各郡に、1919年には出水郡に設置した。これらは各郡の郡長を校長として、専任教員1・2名を有する修業年限2年程度の実業補習学校で、専任教員は郡内の小学校等に併設された補習学校を巡回して指導の任に当たった²²⁾。これらの実業補習学校は、「多数の優秀なる卒業生を出し²³⁾」「日置始良揖宿出水等の郡立補習学校は相当な成績を挙げてゐた²⁴⁾」といわれるが、1923年に郡制廃止にともなうて廃された。後に当事者から、「之が全滅せずして何等かの形で残つてゐたらなど丁抹式の国民高等学校の話をきく度に思ひ出される²⁵⁾」と述懐されているように、デンマークの国民高等学校に類似した学校であつたようである。

この郡立実業補習学校は、「広島県沼隈郡の巡回学校滋賀県愛知川郡立の実業学校を参考にして組織した²⁶⁾」といわれている。広島県の沼隈郡立実業補習学校は、「青年団運動の父」といわれる山本瀧之助(1873年－1931年)が初代校長をした学校として有名であるが、一定の校舎を持たず、郡内7学区を教師が巡回して指導した。このことから当時「足のある学校」として全国に知られていた²⁷⁾。滋賀県愛知郡立愛知実業学校は乙種実業学校で実業補習学校を併置しており²⁸⁾、農園を生徒の自治に委ねる生産教育や女子部の裁縫教育に特色があつた。これら両校とも当時その教育実践が高く評価されていた。それでは当時の生徒の回想から、鹿児島県の郡立実業補習学校の実態を見てみよう。

当時の日置郡立実業補習学校は（中略）中堅青年養成のための施設で、（中略）校舎は元郡会議事堂を使用（中略）専任教員教諭二名兼任五名で生徒は郡内十三カ町村から推薦され、数名ずつ入学しており遠方の者は寄宿舎があつて共同自炊していました。卒業生を出すこと七回で、百四十四名であつて私の一年生入学時の校長は、日置郡長の兼務であつたが福島繁三先生で、先生は東大出の若い郡長として有名で誠実な新進気鋭の官吏であり、（中略）後本県学務部長から埼玉県知事を経て、更に大日本連合青年団の理事長を勤められた有名な人でした。（中略）当時学校で一夜講習会があり、翌朝は徳重神社で国民体操、清掃作業奉仕などがあり、こんな調子で二カ年間修養団の教えを受けました²⁹⁾。

また、当時の揖宿郡立実業補習学校の教員は以下のように述べている。

大正九年今和泉小学校に農業科担任教員として教鞭をとるに及んで揖宿郡立実業補習学校の兼務教員にも任命された。郡長が校長で一人の専任教員があつて、各村の中央小学校を教場として季節的に巡回して教授を行ふたのである。郡内小学校側から二十三名の兼任教員があつたが、其中の一人として任命された。（中略）興味ある組織であつたが、郡立実業補習学校の主張者服部内務部長の転任並に大正十一年郡制廃止に遭ひ、未だ充分なる成績を見ざる中、県内の五郡に設立の学校は何れも廃校に歸したのは遺憾であつた³⁰⁾。

これら郡立実業補習学校は、郡長が校長となり、郡内一円を学区として巡回指導し、人格陶冶を重視する点に特色があつた。地域に根ざした人間形成を重視した点は、後の鹿児島県の実業補習学校の性格に影響を与えたように思われる。

なお、服部教一は、1872(明治5)年に奈良県高市郡に生まれ、1892年に奈良県尋常師範学校を卒業し同県訓導となつたが、1895年から1899年まで東京高等師範学校に学び、卒業後福岡県師範学校教諭となつた。しかしすぐに高等師範学校研究科に入学し、卒業と同時に高等文官試験に合格し、1902年に文部省普通学務局第三課長に就任し、1904年にはヨーロッパ諸国への留学を命じられ教育制度等を研究した。帰国後文部省視学官・書記官を勤めるかたわら、障害児教育制度、視学制度、学校体操、勤労青少年教育などの研究を行った³¹⁾。

1913年には、実業学務局勤務を最後に内務省に転籍し、鹿児島県を皮切りに広島県・北海道庁の各内務部長を歴任した。この時期に、ヨーロッパの制度を範とする実業補習学校の改革に熱心に取り組み、北海道では、宮尾舜治知事に協力して、デンマークの制度を模して「高等国民学校」と称する実業補習学校を道内に

10 校余り創設している³²⁾。鹿児島県における郡立実業補習学校の創設は、この「高等国民学校」のさきがけをなすものと見られる。服部教一は内務部長として 1913 年から 1921 年 10 月まで鹿児島県庁に在職している。この時期の県教育政策の中心人物であった。

II 1920 年代の実業補習学校改革の特徴

(1) 規程の全面改正－小学校からの接続と独立

第 1 次大戦後には、資本主義経済の進展やその矛盾を反映して実業教育制度の改革が課題となり、政府は臨時教育審議会の答申を受けて 1920 年 12 月 15 日に実業学校令を改正した。これにともない文部省は、同月 17 日に実業補習学校規程を全面改正した。そしてこの規程に沿って、実業学務局は 1922 年 2 月 15 日に「実業補習学校学科課程」（文部省実業学務局長通牒発実 20 号）を出して、全国的に準拠すべき教育課程の標準を示した。各府県は、これに基づいて実業補習学校の諸規程を整備しその改革を進めた。全体としてこの実業補習学校規程において特徴的なのは、統一化・標準化といった方向と多様化・柔軟化といった方向の二つのモメントが存在する点である。小学校や中等教育においては、全国的な教育水準・内容の保障という観点から、この時期、統一化・標準化が追求されがちであったが、実業補習学校においては異なった動きを見せている。まず統一化・標準化の面から見てみよう。

この規程で注目されるのは、第 1 条で、「実業補習学校ハ小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スル者ニ対シ職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ本旨トス³³⁾」と、実業補習学校教育の目的を規定したことである。従来の規程にはこうした目的規定はなかった。また、実業補習学校が小学校に接続する学校であることを法的に初めて明示した。小学校との接続の明確化については、同規程の入学者の条項を見るとより明瞭である。すなわち、第 3 条で「実業補習学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ前期ニ在リテハ尋常小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者、高等小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トス³⁴⁾」と定めている。それ以前の入学者の規定は、「実業補習学校ニ入学スル者ノ資格ハ年齢十二年以上学力尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ尋常小学校を卒業セサルモ就学ノ義務ナキ者ニ限り特ニ入学セシムルコトヲ得³⁵⁾」（「実業補習学校規程」第 5 条、1907 年 9 月文部省令第 27 号による改正後の規定）となっており、実業学校一般の入学資格と同様、年齢や学力の基準を基礎資格として定めている。ところが、この改正では、小学校の尋常科もしくは高等科の各課程の卒業のみを入学要件としたことが注目される。尋常・高等の各小学校課程から連続的に実業補習学校に接続するようにしたのであった。

このことは学科課程の面にもあらわれている。実業補習学校の課程のうち高等小学校の課程に対応した部分を、修業年限 2 年の「前期」として普通教育を重視し、そのための必修科目を増加させている。総じて、実業補習学校の「前期」の課程は高等小学校の課程に類似したものとなっている。こうした方向は実業補習学校の標準化の進展と捉えることができる。

ところが、このように小学校との接続を明確にする一方で、小学校からの独立を図っている点も特徴的である。従来の実業補習学校は小学校に附属的に設置するものが多く、それを「附設」と称していた。しかしこの規程以後、実業補習学校は小学校から独立したものとみなし、「併設」とすることとなった。「実業補習学校設置ニ関スル件」の通牒（1921 年 2 月 9 日）では、「附設ヲ併設ニ改メ他ノ学校ニ併セ設クルモ其ノ実業補習学校ハ全ク独立ノモノトシテ取扱フ³⁶⁾」とされた。小学校等と同一校長・同一校舎であっても、学校の経営や財政は別個のものとするように定めたのであった。なお、小学校に間借りしても、校長が異なり別個に学校組織が存在する場合は、併設ではなく単独設置であった。

（２）基準の制定と多様性・柔軟性

次に特徴的なことは、1922年2月15日に「実業補習学校学科課程³⁷⁾」（1922年2月15日の通牒「実業補習学校学科課程ニ関スル件」に付した別表）を示し、男子の工業・農業・水産・商業の各実業補習学校と女子実業補習学校に類型化し、それぞれの教育課程の標準を示したことである。また、1924年10月に文部省は実業補習学校公民科教授要綱と同教授要旨を定めた。同要綱では、農村の学校は3年間、都市の学校では2年間にわたり、農村用と都市用に分けた公民的内容を100時間教授することを定めている。実業補習学校における教育内容の国家的基準を示したのであった。

ところがこのように標準化を進める一方、実業補習学校は多様性を前提として制度化されていた。たとえば、「前期」あるいは「後期」のみの実業補習学校や、「後期」を卒業した者を対象とした「高等ノ実業補習学校」の設置、さらに実業補習学校の試験場・講習所等への併設なども認めた。そして、学校の名称に関し規程上制限を設けないこととした。1902（明治35）年の実業補習学校規程では「実業補習学校ノ名称ニハ補習学校ノ名称ヲ附スヘシ³⁸⁾」との規定があったが、それを廃したのであった。文部省実業学務局長は、1921年4月20日に「実業補習学校補習学校名称ニ関スル件³⁹⁾」を通牒して、実業補習学校という名称を用いない場合は、実業学校と混同しやすい名を避け、その内容を表す適当な学校名称を用いるよう指示している。これによって、鹿児島県をはじめ、埼玉県、鳥取県、宮崎県、宮城県など広範な地域で、実業補習学校は公民学校や実業公民学校という名称を付すようになっている。いいかえれば、地方の状況に応じて名実ともにさまざまな実業補習学校を設置することを認めたのであった。

このことは1920年の実業補習学校規程に基づいて制定された「実業補習学校学科課程」を見ても明らかである。前述したように、この学科課程では実業補習学校の種類として、男子の場合、工業補習学校・農業補習学校・水産補習学校・商業補習学校の3種類、女子の場合、女子実業補習学校1種類と定めたが、それぞれの種類の実業補習学校のなかで、教授時数の多寡に応じて第1表から第3表までの3種類を示し、計15種類もの学科課程表が掲げられている。しかも、この通牒で「学科ノ種別、土地ノ情况等ニ依リ一様ニ律スヘキモノテナイカラ、地方ニ於テハ別表ヲ参酌シテ最モ適切ナル学科課程ノ編成ニ努ムル⁴⁰⁾」こと、すなわち、地方の状況に応じて学科課程を柔軟に定めるよう求めているのである。現実には、実業補習学校の実態は学科課程表よりさらに多様で複雑なものとなっていたようである。1920年代の実業補習学校改革は、義務教育後の大衆の国民教育として全国的基準を定めたものではあったが、画一的なものではなく柔軟な教育課程を保障するものであった。むしろ多様な実業補習学校の発展を予定したものであったといえよう。

（３）農業補習学校と商工補習学校の区分と統一

ところで、農業または水産の補習学校と工業または商業の補習学校とは教授時数や学科目等で大きく異なっていた。「実業補習学校規程」「実業補習学校学科課程」では、農業・水産の補習学校は工業・商業の補習学校に比べ、法令上の授業時数・科目数が少なかった。実際、この当時、東京・大阪・神戸の各市の商業または工業の補習学校は、都市青少年労働者のための夜間実業学校といった性格のものが存在し、それらは農村で青年団と関係をもって展開した農業補習学校とは性格や水準が異なっていた。そのため、文部省内では、農業・水産の補習学校と工業・商業の補習学校とは別個に法制化しようという考え方もあったといわれている。山崎達之輔実業学務局長の以下のような証言が記録されている。

恰も大正七八年の頃に斯の如き改正の氣運熟し（中略）補習教育に有力な地位を与える為には国家が補習教育に対し奈何なる希望と要求を有するか、その趣旨の存するところを明瞭にすることが補習教育振興の抑々の根本策であるとなされ、大正八年以来文部省に於て周密な調査を続行し来つた次第である。（中略）此の際問題となつたのは、補習学校を

農業補習学校、工業補習学校或は商業補習学校とする如く、制度上も別個のものとなすか、又は制度としては一括した実業補習学校となしうかの点であった。此の点に付いて実業学務局に於て種々研究を続けた結果、大体右三者は統一可能であるとの観測の下に、今回の制度に於ては矢張り形に於ては実業補習学校制度として統括した次第である。而して内容に於て農工商、換言すれば農村と都市とに依つて変化があり得る仕組と致した次第である⁴¹⁾。

文部省内には、農村と都市の違いを反映した農業（水産）と商工の両種の補習学校を別個に法制化しようという考えも存在したが、結局、補習学校の種別を明確にしながらも統一的に法制化することになったというのである。結局、農業補習学校と商工補習学校を区分しながらも両者の統一が図られたのであった。

（４）教員施策の改善

こうした一連の改革を進めるため、政府は専任教員の確保を最重要課題として取り組んだ。まず、実業補習学校教員給与に国庫補助金を交付（1920 年 8 月 24 日「実業補習教育費補助要項」、1925 年同要項改正）して専任教員の増加を促した。ついで教員の待遇改善を行った。1920 年 12 月 16 日、実業学校令中改正にともなう公立学校職員制および公立学校職員待遇官等等級令を改正し、実業補習学校を一般の実業学校に包含してこの公立学校職員制を適応することとした。そして次に教員養成の本格的な改革を実施し、実業補習学校教員養成所の創設に踏み切った。1920 年 10 月 30 日に実業補習学校教員養成所令を、同年 12 月 18 日実業補習学校教員養成所令施行規則を制定し、翌年度よりこれを施行したのである。こうして実業補習学校独自の教員養成が実施されることとなった。

Ⅲ 鹿児島県の「実業補習教育実施要項」とその改正（1921 年-1930 年）

（１）実業補習教育実施要項の制定（1921 年）－義務に準じた就学

1920 年の実業補習学校規程の制定後、鹿児島県では、その規程にしたがって翌 1921 年 12 月 16 日に鹿児島県実業補習教育実施要項を制定した。その内容の多くは国の規程を具体化したものであったが、鹿児島県では実業補習学校に就学すべき「学齢」を定め、その期間「義務ニ準シ就学セシムルコト⁴²⁾」とした点が注目される。「学齢」は、男子にあつては尋常小学校卒業後 5 か年（農業・水産に関する実業補習学校）または 4 か年（工業・商業に関する実業補習学校）、女子にあつては尋常小学校卒業後 4 か年とし、その期間を義務に準じたもの（高等小学校または中等諸学校の在学者は除く）と定めた。この規程には罰則はないが、就学該当者の小学校長から市町村長への報告、市町村長による保護者または雇主への通告が義務とされ、実業補習学校長は出席状況について市町村長へ報告し、青年団長・処女会長に通告することとしている。

（２）鹿児島県立実業補習学校教員養成所の設置（1924 年）

鹿児島県では 1924 年 3 月 31 日に、鹿児島高等農林学校（鹿児島市）内に県立実業補習学校教員養成所を開設した。この養成所は全国的に見て少し遅れて設置されたものであるが、他の府県にはない特徴を持っていた。まず、文部省直轄学校（高等農林学校）内に設置したのは全国初であった。全国的には中等教育段階の実業学校に併設するものが多かったが、鹿児島では高等教育段階の高等農林学校に併設したのであった。また、師範学校や実業学校卒業者をすぐに入学させるのではなく、教職経験を積んだ現職教員の再教育として養成を実施した。これも全国的に見て特色ある点であった。

次に、実業補習学校教員養成所令には目的規定はなされていなかったが、鹿児島県立養成所の規程には「実業補習教育ニ従事シ且ツ農村社会教育ノ指導ノ任に当ル者ノ養成⁴³⁾」と目的が規定され、農村における社

会教育指導者の養成も目的とされた。これらが鹿児島県立養成所の重量な特徴である。実業補習学校教員養成所であるので当然、実業補習学校の専任教員を養成するために設置されたのではあるが、市町村の社会教育主事などの養成も目的とされたのであった。

教育内容を見ると、創設期の鹿児島県立養成所の毎週教授時数は合計 25 時間であったが、そのうち農学が 14 時間、普通科目は修身、教育、法制、経済、社会、体育の計 11 時間となっており、その他は年に数回実験・実習を課すことされていた。農学が授業時数の過半を占めている。これは実業補習学校教員養成所としては異例ではない。特徴的なのは「社会学大要並に社会問題、文化史⁴⁴⁾」を内容とする「社会」と称する学科目を設けている点である。農村社会教育指導者の養成をも目的としていたことと関係していたと見られる。またこの養成所では、後に女子部を設け男女両課程を有していたことも注目される。これらがこの鹿児島県の養成所の特色であったと考えられる。

そしてこの養成所の特質こそが、鹿児島県の実業補習学校改革を下支えしたといわれている。たとえば、実業補習学校教員養成所開所 10 周年記念行事（1935 年 12 月 1 日）の祝辞で、当時の鹿児島県教育会長（大久保利武）は、「今や本県青年教育の実績全国に冠たる所以のものは一は県民の自覚県当局の指導誘掖の致す所大なるもあるは勿論なるも多面本所（実業補習学校教員養成所のこと-引用者）並に卒業生の努力に負ふ処極めて大なるものあるを信じて疑わざるなり⁴⁵⁾」と述べている。

（3）実業補習教育実施要項の改正（1926 年）

①青年訓練所充当実業補習学校

1926 年 5 月 24 日には、青年訓練所令の発足にともない実業補習教育実施要項が改正された⁴⁶⁾。青年訓練所充当の補習学校を制度化することを目的に実業補習学校制度を整備したのであった。まず実業補習学校の「学齢」の期間を青年訓練所の訓練機関にあわせて、男子は尋常小学校卒業後 9 か年、女子は 4 か年とし、それによって就学義務年限を延長したのであった。また、教育課程としては、青年訓練所充当のため「教練」を、実業補習学校男子研究科（後期の上の課程）の学科課程に学科目として、また後期の体操科の内容としそれぞれ追加した。

②1 町村 1 校単独設置

次にこの改正では、第一に、実業補習学校の設置について、「小学校其他ノ学校ニ併設スルヲ常例⁴⁷⁾」と定められていたのを、「小学校其他ノ学校ニ併設シ又ハ町村単位ニ独立シテ之ヲ設置スル事ヲ得⁴⁸⁾」と改めたことが重要である。小学校併置ではなく町村単位で単独校を設置することを奨励したのであった。近代日本における基礎的な共同体は「部落」と呼ばれる町村より小さな集落であった。それが前近代以降の農村自治の単位であって、小学校の設置単位も当初はそこに置かれる場合が多かった。しかし、町村合併によって行財政主体がより広い領域になると、小学校は「部落」間の利害対立の焦点となる場合がみられた。そこで、全国的に県や郡当局は、小学校や実業補習学校を 1 町村 1 校として村内融和・住民統合を図ろうとした⁴⁹⁾。鹿児島県の実業補習学校の 1 町村 1 校制の奨励の背景にもそうした意図があったのである。当時の関係者は、実業補習学校の 1 町村 1 校制は「町村自治の切実なる要望の上に立てられたことは疑いない⁵⁰⁾」と見ている。たとえば、1925 年設置の 1 村 1 校単独の肝属郡東串良村の実業補習学校は、「南北の感情が融和を欠き事毎に争う⁵¹⁾」という「治村の難題」の解決のために設置されたとされる。

③公民学校、実業公民学校の名称

1926 年 5 月の実業補習教育実施要項の改正では、「実業補習学校ノ名称ヲ公民学校、高等ノ実業補習学校を高等公民学校ト称スルコトヲ得⁵²⁾」とされ、実業補習学校を「公民学校」と称することを認め、研究科を

有する高等の実業補習学校に関しては「高等公民学校」と称することができるとしたことも注目される。名称の変更により、「補習」という小学校に附属するようなイメージを払拭しようとしたのである。

1926 年以降、公民学校と称する実業補習学校が続々誕生している。たとえば、1926 年 3 月に、人口 1 万 2000 人の町に 1 個の単独設置校として誕生した川辺郡枕崎町の実業補習学校は、枕崎中等公民学校と称した⁵³⁾。また同年 3 月、日置郡串木野村では村内 1 校の実業補習学校を串木野公民学校と改称した⁵⁴⁾。1927 年には、肝属郡鹿屋町で、町内 6 校の補習学校を整理統合し青年訓練所を併合して実業補習学校を創設したが、その名称を鹿屋中等公民学校とした⁵⁵⁾。1928 年 4 月には、創立が 1905（明治 38）年の女子実業補習学校にまで遡る日置郡郡山村の実業補習学校が郡山中等公民学校として再発足している⁵⁶⁾。また、同年 6 月には川辺郡知覧町で町内七つの補習学校・青年訓練所を廃止して青年訓練所充当の知覧公民学校を 1 校設置した⁵⁷⁾。さらに 1929 年度には、薩摩郡入来村で、村内四つの補習学校と青年訓練所を廃止して、新たに入来中等公民学校を創設している⁵⁸⁾。このように、1926 年以降、県内各地で町村内の実業補習学校統合とともに、続々と公民学校あるいは中等公民学校へと名称変更されているのである。

1932 年度の統計によると。鹿児島県の実業補習学校で、高等公民学校と称するものが 44 校、中等公民学校と称するものが 59 校、公民学校（うち水産公民学校が川辺郡で 2 校、実業公民学校が出水郡で 1 校）と称するものが 25 校存在する⁵⁹⁾。そのほか熊毛郡を中心にして農業補習学校と呼称するものが 27 校、薩摩・肝属・大島の各郡を中心に実業補習学校と称するものが 43 校、実修女学校が 3 校（鹿児島市）、女子実業補習学校が 2 校（大島郡）、商業実務学校が 2 校（鹿児島市・肝属郡）、実践女学校が 2 校（鹿児島郡・薩摩郡）、農業専修学校が 2 校（川辺郡）、家政女学校が 1 校（日置郡）となっている⁶⁰⁾。その結果、小学校の延長とみなされがちであった実業補習学校の在り方を大きく変えることとなった。

（４）実業補習学校実施要項の再改正（1930 年）—公民学校制度の体系化と 1 町村 1 校単独設置の原則化

1930 年 4 月 12 日、先の 1926 年の改正を徹底する内容で、「鹿児島県実業補習学校実施要項」が再び改正された。その改正内容について、この時出された県訓令は、「一.学校組織ノ体系整備、二.学科課程ノ地方化、三.学校統合、四.就学出席奨励、五.実業補習教育委員設置、六.其ノ他」から説明している。このうち学校組織の体系整備については、以下のように述べている。

実業補習教育ヲ受クヘキ者ノ就学期ヲ統一シテ一期、二期ニ区別シ第一期ノ教育ヲ施ス学校ヲ公民学校ト称シ第二期教育ヲ施ス学校ヲ高等公民学校ト称シ之レヲ青年訓練所ニ充当シテ青年教育ノ体系ヲ整備シタルニアリ⁶¹⁾

実業補習学校規程に照らしていうと、学科課程の「前期」2 年と「後期」の前半 2 年までを「第一期」とし、「後期」の後半と「研究科」とをあわせて「第二期」（修業年限は任意）とし、それぞれ前者を公民学校、後者を高等公民学校と称し、町村単位で単独に設置することを基本としたのであった。これは、高等公民学校の始期を青年訓練所入所年齢（満 16 歳）と整合させ、青年訓練所充当として補習学校と訓練所の両者の機能を合体させて運営しようとしたものであった。後の青年学校を先どりしたといえるが、その結果、まさに中等教育の前後期を区分する戦後の学校制度と似た制度構成となっている点は興味深い。こうした制度改変によって、鹿児島県では次第に「第二期」（高等科または研究科）の生徒が増加し、全体的な割合も高くなった。1934 年度の調査によると、実業補習学校全生徒に占める高等科または研究科の生徒数は、石川（49.5%）・熊本（48.9%）・高知（48.3%）とならんで、鹿児島県は 48.8%という高い比率となっている⁶²⁾。

また、実業補習学校はすべて町村単位の単独設置のものとし、1930 年 3 月をもって小学校に併置するものについては廃止とした。分教場の活用を「適切ナ方途⁶³⁾」として指示するなど、現実的な施策も示しながら、名実ともに小学校併設を解消することを求めている。その結果、1933（昭和 8）年 5 月には、町村数 142 に

対して、補習学校数 197 校となっている（1932 年時点で大島郡 15 町村が実業補習学校未設置）。このうち 1 町村 1 校に統一したもの 106 校、独立校舎で専任校長を置くもの 39 校、青年訓練所充当のもの 105 校となっている⁶⁴⁾。専任校長を有する実業補習学校数をこの年度で見ると、岡山県の 18 校、福島・山口両県の 12 校をおさえ、鹿児島県は全国でも群を抜いている⁶⁵⁾。

このように急速に 1 町村 1 校への統合が進められたが、その教育的効果は次のように報告されている。

全町村の青年を一校に統一して指導訓練して見ると、其の数に於て、其の態度に於て、将来の町村を託するに足るの感を抱かしめた。かくして益々之等青年の教養の重要なことの認識を高め、従来の如く小学校の一隅に押縮めて置くことは、数年後には自治公民として、町村産業の中堅として活躍すべき次代の町村民を遇するの道ではない。彼等に適切なる修養の道場を与へ、より良き公民の養成に努力せねばならぬ。かゝる主張は町村当局の英断によつて、独立校舎の建設となつて行つたのである。（中略）青年教育の要は「よき環境を作り」此処に教師と生徒と共働共学、自奮共励せしめるにある⁶⁶⁾

ただ、町村単位で大規模校を設置すると有利な点もあるが、生徒の通学などが問題となってくる。1933 年度の調査によると、鹿児島県の補習学校の通学の最遠距離が曾於郡で 20km、熊毛郡で 22km となっており⁶⁷⁾、寄宿舎・教員住宅の設置などが課題となっている。そして、宿泊施設を有するものが 26 校、教員住宅を有するものが 6 校となっている⁶⁸⁾。なお、寄宿舎は合宿所として生徒の指導・訓練にも活用された。

（５）昼間通年制、単独設置、宿泊施設

鹿児島県ではなぜ補習学校の単独設置が進んだのであろうか。県当局の奨励や 1 町村 1 校にしたことも大きいが、まずは昼間通年制の奨励・指導があったからといわれている。行政当局は以下のように述べている。

本県実業補習教育の進展上忘れてはならぬことは、従来の夜間教授を廃し昼間教授となし、季節制を改めて通年制となしたことである。この改革は大正十三年頃からの事で、非常な辛苦努力の結果であることは勿論であるが、時代の要求もあり、県の指導もあったが、多くの学校で夜間教授の労多くして効果の少いことを体験してゐたことゝ、県民の教育に対する熱心とが遂に之を断行せしめたのであった⁶⁹⁾。

こうして、夜間や季節制が昼間や通年制に転換されるにしたがつて、専任教員の確保や独立校舎の建設がより一層進行したといわれている。

補習教育が夜間教授の間は兎に角も小学校の教員を兼務させ小学校の教室を利用して、間に合わせる事が出来た。昼間教授に改めて、こゝに専任教員と、専用教室とが必然的に必要になった⁷⁰⁾。

また、1 町村 1 校の単独設置にともなう学区拡大は、前述のように寄宿舎の整備を必要とした。ところが寄宿舎や宿泊施設の整備は、その後、実業補習学校独自の教育的観点から注目されるようになっている。当時、県の教育行政当局者は次のように述べている。

青年教育の要は人格的接触（略）による魂の教育でなければならぬ。而して真の人格的接触は生活を共にすることによつて得られる。共に食ひ、共に学ぶ式の教育法を採用する為、宿泊施設を講ずるものが著しく増加しつつある⁷¹⁾。

要言すれば、通年昼間制、町村一校の単独設置、独立校舎、専任校長・教員の整備、は相互に関連して実業補習学校教育の内容を充実させたのであった。さらに、高等科・研究科を整備して、実業補習学校を男子 20 歳までの年長者を収容する学校として発展させたことは、その青年教育としての固有性を強めることとなった。一方、統合による遠距離通学は宿泊施設を必要としたが、そのために寝泊まりのできる施設が設置され、それが教育上もさまざまに活用された。そうした活動は集団的訓育の重要性の認識へとつながり、教育の質そのものを変容させた。1920 年代後半以降の鹿児島県の実業補習学校教育の発展には、そうした構造的な流れを見てとることができる。

まとめ

以下本論文で明らかにした点を要約しておきたい。1910 年代後半に、実業補習学校教育調査委員会報告（1913 年）や第 1 次青年団訓令が契機となり、実業補習学校の改革の動きが一举に高まり、鹿児島県では高岡直吉知事、服部教一内務部長のもと 1917 年に本格的な改革が行われた。実業補習学校の本旨（「職業的陶冶」「普通教育」「公民教育」）の明示、学校の類型化の例示、設置にかかわる教員給与補助、郡立実業補習学校の創設などがなされた。その時期の改革で興味深いのは、服部教一が主唱した郡立実業補習学校であった。後の鹿児島県の実業補習学校につながる性格を持っていたように思われる。

実業補習学校の歴史上最も大きな改革は、1920 年の実業補習学校規程の全面改正とそれにもなう諸施策であった。この改正では、実業補習学校の統一化・標準化といった方向と、多様化・柔軟化といった方向の二つの相反するモメントが存在する点が特徴的である。実業補習学校を国民教育として単一の制度とすることと、現実的な可能性を統一させたものであったと見られる。そしてこうした改革を進めるため、政府は専任教員の確保を最重要課題として、教員施策の充実・改善（教員給補助、待遇改善、教員養成）に取り組んだ。

こうした改革方向にそって、鹿児島県では 1921 年に実業補習教育実施要項を制定して、補習学校への就学を義務に準じずるものとして諸施策を講じた。次いで 1924 年には実業補習学校教員養成所を設置して、農村社会の指導者ともなり得る実業補習学校専任教員を養成した。1926 年には青年訓練所発足にともない補習学校を青年訓練所充当とするため実業補習学校の学齢を延長し、男子は尋常小学校修了後 9 年間とした。また、実業補習学校を「公民学校」と称することを認め、研究科を有する高等の実業補習学校に関しては「高等公民学校」と称することができるとした。さらに町村単位で単独設置するよう奨励した。この改正により、実業補習学校はより年長の生徒を対象とする町村単位の単独校として改革される動きを強めた。

1930 年の実業補習学校実施要項の再改正では、補習学校と訓練所の両者の機能を合体させることを目指して、高等公民学校の始期を青年訓練所入所年齢（満 16 歳）と一致させた。その結果、補習学校の前半は公民学校、後半は高等公民学校として実業補習学校制度を体系化した。またそれまでの実施要項の規定を更に進めて、町村 1 校の単独設置校とすることを原則とした。その結果鹿児島県では、この時期、小学校の延長とみなされがちであった実業補習学校は独自の青年教育としてその在り方を大きく変貌させていった。このような一連の改革が、最も先進的といわれた鹿児島の青年学校の発展の基礎となったと考えられるのである。

なお、本論文では 1930 年代以降の実業補習学校および青年学校の政策と実態、実業補習学校教員養成所に関しては論じることができなかった。これらは稿を改めて考察したい。なお本報告は 2023 年度科学研究費基盤研究 C「近代日本における実業補習学校と地域社会に関する調査研究」（研究代表・三羽光彦）の成果の一部である。

注

- 1) 文部省社会教育局編『昭和十年三月 実業補習学校ニ関スル諸調査』1935年3月。1934年5月1日現在の統計である。
- 2) 同上書。
- 3) 『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学編』第34号 1983年。
- 4) 中野哲二『農村青少年教育の展開とその特質—とくに鹿児島県の事例を中心として—』鉾脈社、1993年。
- 5) 『官報』大正2年3月19日、同3月20日、同3月22日にこの報告が掲載されている。
- 6) 拙著「第一次大戦後の山口県における青年団の組織化と実業補習学校の普及—「戦後準備共励」を契機とした展開過程」全国地方教育史学会編『地方教育史研究』第46号（2025年6月）でこの点を詳しく論じた。
- 7) 文部省専門学務局『実業補習教育ニ関スル施設ノ情况』1919年。
- 8) 同上書 pp.549-550。
- 9) 文部大臣官房文書課編『大日本帝国文部省 第二十三年报 明治二十八年』（以下『文部省年報』）p.458。
- 10) 鹿児島県教育委員会編『鹿児島県教育史』下巻、鹿児島県立教育研究所、1961年、p.162。
- 11) 高岡弘道編『高岡直吉小伝』私家版、1940年。『明治百年島根の百傑』島根県教育委員会、1968年、pp.43-48などによる。
- 12) 島根県近代教育史編さん事務局編『島根県近代教育史』第5巻 資料編、島根県教育委員会、1979年、p.22。
- 13) 同上書 pp.30-35。
- 14) 『鹿児島県公報』大正6年2月26日号外、p.3。
- 15) 同上書 p.2。
- 16) 同上書 pp.3-5。
- 17) 同上書 p.1。
- 18) 前掲『鹿児島県教育史』下巻、p.163。
- 19) 前掲『鹿児島県公報』大正6年2月26日号外、p.2。
- 20) 兼子鎮雄「本県補習教育に対する回顧と展望」鹿児島県教育会編『鹿児島教育』474号、1933年4月、p.21。
- 21) 前掲『鹿児島県教育史』下巻、p.163。
- 22) 「一 鹿児島県実業補習教育四十年の回顧」「本県実業補習教育の概要」所収、鹿児島県教育会編『鹿児島教育』489号、1933年12月 p.104。
- 23) 同上。
- 24) 前掲・兼子「本県補習教育に対する回顧と展望」、p.21。
- 25) 同上書 p.22。
- 26) 同上書 p.21。
- 27) 福山市史編纂会編『福山市史』下巻、福山市史編纂会発行、1978年、pp.543-550。
- 28) 徳島県編『県外学事視察状況』1917年、p.206-207。
- 29) 下古立未佐夫『おぼろ月：随筆・俳句』私家版、1982年、p.44。
- 30) 文部省青年教育振興会編『我等は斯くして青年学校教育を充実発展せしめたり・青年教育賞入選論説集 第2輯』皇国青年教育協会発行、1940年、p.90。そのなかの「文部省青年教育賞・秀逸」に輝いた鹿児島県の鎮守才蔵の論説。鎮守は郡立実業補習学校出身で後に実業補習学校専任教員になった。
- 31) 服部教一については、北海道新聞社編『北海道大百科事典』下巻、1981年、p.754。金子信尚『北海道人名辞書』第2版、1923年、p.165、などによる。服部は1923年に官職を退き、日本植民学校を創設、1930年以降は立憲民政党（出身地奈良県から立候補）から衆議院議員となった。戦後は公職追放となり、旅先のアルゼンチンにて84歳で客死した。
- 32) 北海道の「高等国民学校」については、拙著「北海道における実業補習学校制度の発展過程に関する一考察 (1)」「同(2)」芦屋大学『芦屋大学論叢』第74・75号（2021年3月・7月）で論じた。
- 33) 文部省教育調査部『実業教育関係法令の沿革（調査資料：第6輯）』1942年、p.213。
- 34) 同上。

- 35) 同上書 p.125。
- 36) 文部省実業学務局編『実業教育法令改正ノ要旨』1921 年、p.59。
- 37) 前掲『実業補習教育の沿革と現況』1934 年、pp.58-67。
- 38) 前掲『実業教育関係法令の沿革(調査資料：第 6 輯)』1942 年、p.125。
- 39) 前掲『実業教育法令改正ノ要旨』 p.60。
- 40) 前掲『実業補習教育の沿革と現況』 p.59。
- 41) 文部省実業学務局編『実業教育五十年史』実業教育五十周年記念会発行、1934 年、p.510。
- 42) 『鹿児島県公報』大正 10 年 12 月 16 日号外、p.1。
- 43) 「鹿児島県立実業補習学校教員養成所規程」の第 1 条、『鹿児島県公報』大正 13 年 3 月 31 日、第 1559 号、p.33。
- 44) 同上。
- 45) 鹿児島県立青年学校教員養成所十周年記念会編『記念誌』1936 年、p.56。
- 46) 『鹿児島県公報』大正 15 年 5 月 24 日号外、p.6。
- 47) 前掲『鹿児島県公報』大正 10 年 12 月 16 日号外、p.1。1921 年の鹿児島県実業補習教育実施要項。
- 48) 前掲『鹿児島県公報』大正 15 年 5 月 24 日号外、p.6。
- 49) 新潟県の小学校 1 町村 1 校の問題については、拙稿「布川準一郎の「心耕学園」に関する一考察(1) 一戦前昭和期の新潟県西越村における新教育実践」前掲『芦屋大学論叢』79 号、2023 年 7 月、で論じた。
- 50) 谷山高等公民学校長・前田盛孝「本県実業補習教育の回顧と将来に対する希望」前掲『鹿児島教育』474 号、p.27。
- 51) 同上書 p.26。
- 52) 前掲『鹿児島県公報』大正 15 年 5 月 24 日号外、p.6。
- 53) 前掲『実業補習学校の沿革と現況』pp.299-303。鹿児島県枕崎高等公民学校の記事中の沿革による。
- 54) 「県下独立青年学校写真附沿革」前掲『記念誌』による。
- 55) 前掲『鹿児島県教育史』下巻、p.163。
- 56) 「県下独立青年学校写真附沿革」前掲・鹿児島県立青年学校教員養成所十周年記念会編『記念誌』。
- 57) 鹿児島県青年教育振励会(代表・中森英太郎)編『躍進の青年学校』鹿児島県庁内鹿児島県青年教育振励会、1941 年、p.33。
- 58) 前掲『鹿児島県教育史』下巻、p.167。
- 59) 鹿児島県『鹿児島県補習教育概要』謄写版印刷、1932 年 10 月、p.12。
- 60) 同上書 p.26。実質的には 1 校でありながら、上下の課程を高等公民学校と中等公民学校に分離しているものが多いので、実際の学校数と一致しない。
- 61) 『鹿児島県公報』昭和 5 年 4 月 12 日号外、p.2。
- 62) 『文部省年報』第 62 年報(自昭和九年四月至昭和十年三月)下巻、pp.190-191 の数値による。
- 63) 前掲『鹿児島県公報』昭和 5 年 4 月 12 日号外、p.4。
- 64) 「鹿児島県補習教育概覧(昭和八年五月現在)」 「五 本県実業補習教育の現状」のなかの表、前掲「本県実業補習教育の概要」『鹿児島教育』489 号、p.116、所収。
- 65) 「実業補習学校教員数調」前掲『実業補習学校の沿革と現況』 p.124-127。
- 66) 前掲「一 鹿児島県実業補習教育四十年の回顧」「本県実業補習教育の概要」『鹿児島教育』489 号、p.117 所収。
- 67) 「五 本県実業補習教育の現状」同上書 p.116。
- 68) 同上。
- 69) 前掲「一 鹿児島県実業補習教育四十年の回顧」「本県実業補習教育の概要」『鹿児島教育』489 号、p.107。
- 70) 「六 鹿児島県実業補習教育最近の動向と将来」同上書 p.117。
- 71) 同上書 p.118。

